

新	旧	備 考
<p>第85類 電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品</p> <p>注 1 (省略) 2 (省略) 3 第85.09 項には、通常家庭で使用する種類の次の電気機械式機器のみを含む。 (a) <u>真空式掃除機(ドライアンドウェット式のものを含む。)</u>、床磨き機、食物用グラインダー、食物用ミキサー及び果汁又は野菜ジュースの搾り機(重量を問わない。) (b) その他の機器で重量が20キログラム以下のもの ただし、ファン及びファンを自蔵する換気用又は循環用のフード(フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。第84.14 項参照)、遠心式衣類脱水機(第84.21 項参照)、皿洗機(第84.22 項参照)、家庭用洗濯機(第84.50 項参照)、ロール機その他のアイロン掛け用機械(第84.20 項及び第84.51 項参照)、ミシン(第84.52 項参照)、電気ばさみ(<u>第84.67 項参照</u>)並びに電熱機器(第85.16 項参照)を除く。 4 (省略) 5 (省略) 6 第85.23 項又は第85.24 項のレコード、テープその他の媒体は、これらの物品を使用する機器とともに提示するときは、当該各項に属する。 <u>この注は、当該媒体がこれらの物品を使用する機器以外の物品とともに提示されるときは、適用しない。</u> 7 (省略)</p> <p>号注 1 (省略) 2 <u>第8542.10 号において「スマートカード」とは、チップ状の集積回路(マイクロプロセッサー)を1個埋め込んだもの(磁気ストライプを有するか否かを問わない。)をいう。</u></p> <p>総 説 (A) 類の範囲及び構成 (省略) この類には、次の物品を含む。 (1) (省略) (2) <u>ある種の家庭用機器(85.09)並びにかみそり、バリカン及び脱毛器(85.10)</u> (次葉へ)</p>	<p>第85類 電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品</p> <p>注 1 (省略) 2 (省略) 3 第85.09 項には、通常家庭で使用する種類の次の電気機械式機器のみを含む。 (a) <u>真空式掃除機、床磨き機、食用物グラインダー、食物用ミキサー及び果汁又は野菜ジュースの搾り機(重量を問わない。)</u> (b) その他の機器で重量が20キログラム以下のもの ただし、ファン及びファンを自蔵する換気用又は循環用のフード(フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。第84.14 項参照)、遠心式衣類脱水機(第84.21 項参照)、皿洗機(第84.22 項参照)、家庭用洗濯機(第84.50 項参照)、ロール機その他のアイロン掛け用機械(第84.20 項及び第84.51 項参照)、ミシン(第84.52 項参照)、電気ばさみ(<u>第85.08 項参照</u>)並びに電熱機器(第85.16 項参照)を除く。 4 (省略) 5 (省略) 6 第85.23 項又は第85.24 項のレコード、テープその他の媒体は、これらの物品を使用する機器とともに提示するかしないかを問わず、当該各項に属する。</p> <p>7 (省略)</p> <p>号注 1 (省略) (新設)</p> <p>総 説 (A) 類の範囲及び構成 (省略) この類には、次の物品を含む。 (1) (省略) (2) <u>ある種の電動式機器(例えば、手持電動工具(85.08)、ある種の家庭用機器(85.09)並びにかみそり、バリカン及び脱毛器(85.10))</u> (次葉へ)</p>	

新	旧	備 考
<p>(3)~(7)            (前葉より)            (省 略)            (省 略)</p> <p><u>(B) 媒体(使用する機器とともに提示する場合に限る。)</u>  <u>(類注6)</u>            第85.23 項又は第85.24 項のレコード、テープその他の媒体は、これらの物品を使用する機器とともに提示するときは、当該各項に属する(例えば、ビデオテープレコーダーとともに提示するビデオカセット)。ただし、この注は、当該媒体がこれらの物品を使用する機器以外の物品とともに提示されるときは、適用しない(例えば、子供用の算数の教材で、教育用ビデオカセット、教育用ワークブック及び小型の電卓からなるもの)。当該媒体がこれらの物品を使用する機器以外の物品とともに提示されるときは、次の所属決定の原則が適用される。</p> <p>(1) 当該媒体とその他の物品が通則3(b)の小売用のセットを成している場合、その通則を適用してそのセットを分類する。</p> <p>(2) 当該媒体とその他の物品が通則3(b)の小売用のセットを成していない場合、各々の物品が属する項に別々に分類する。</p> <p><u>(C) 部分品</u>            (省 略)</p>	<p>(3)~(7)            (前葉より)            (省 略)            (省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>(B) 部分品</u>            (省 略)</p>	

	新	旧	備 考
85 . 0 6	一次電池 (省 略) <u>8506.80 - その他の一次電池</u> (省 略)	85 . 0 6 一次電池 (省 略) <u>8506.80 - その他のもの</u> (省 略)	

新	旧	備 考
(削 除)	<p>85 . 08</p> <p><u>手持電動工具(電動装置を自藏するものに限る。)</u></p> <p><u>8508.10 - ドリル</u></p> <p><u>8508.20 - のこぎり</u></p> <p><u>8508.80 - その他の工具</u></p> <p><u>8508.90 - 部分品</u></p> <p><u>この項には、電動機又は電動式の加振機を自藏する工具で、84.67 項の解説において規定した「手持ち用」に設計したもののみを含む。</u></p> <p><u>従って、壁、台、床等に据え付けるためのベースプレートその他の装置を取り付けた機械工具(可搬式のものであるかないかを問わない。)は属しない(84類)。</u></p> <p><u>しかしながら、この項のある種の手持電動工具は、一時的に支持具に固定することができる取付具を有している。この場合、工具が本質的に上記に定める「手持ち用」のものである場合に限り、工具とともに提示する支持具は、ともにこの項に属する。</u></p> <p><u>この項の電動工具の中には、例えば、作業中においてちりを除去し、かつ、補集するための回転羽根及びちり袋のような補助装置を取り付けたものがある。</u></p> <p><u>この項には、一以上の工具を有するツールホルダーとフレキシブルシャフトを有する電動機から構成されるセットのものを含まない。すなわち、ツールホルダーは、84.66 項に、フレキシブルシャフトを有する電動機は85.01 項に、工具はそれぞれ該当する項に属する。</u></p> <p><u>この項には、種々の材料の加工用又は種々の工業に使用される工具を含む。上記の条件に基づき、この項には次の物品を含む。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 穴あけ用、ねじ立て用又はリーマ通し用の機器</li> <li>(2) せん孔機、削岩機等</li> <li>(3) 丸のこ及びチェーンソー</li> <li>(4) 平削り用、整形用、表面仕上げ用の機器その他これらに類する機器</li> <li>(5) レンチ、ドライバー、ナット締めその他これらに類するもの</li> <li>(6) やすり装置、研削機、サンダー、研磨機、ブラッシング機等</li> <li>(7) リベットバスター(Rivet busters)その他たがねを使用して作動する機器</li> <li>(8) チッピングハンマー、スケール除去用ハンマー、かしめハンマー、リベットハンマー等の種々の型式のハンマー</li> <li>(9) 締付け式のリベット打ち機</li> <li>(10) 金属板の切断機(剪(せん)断型又はニブリング型)</li> <li>(11) 鋳物砂の突固め機、鋳物から中子を取り除く工具及び型の加振機</li> </ul> <p style="text-align: right;">( 次葉へ )</p>	

新	旧	備 考
	<p>(前葉より)</p> <p>(12) コンクリートの打込み及び凝固を促進するコンクリート加振機      (13) 生垣の刈込機      (14) 既製服製造業用の布地裁断機      (15) 工業用の送風機(例えば、機械又は機械の部分品の清浄用に使用するようなもの)      (16) 削刻用工具      (17) 電気式手動はさみ：固定された刃及び組み込まれた電磁式の振動機により作動する刃から成り、洋服店、帽子屋、作業室、家庭等において使用するものである。      (18) 庭の隅、壁沿い及び境際の草刈りをするもの又は繁みの下草を刈り取るもので、軽金属製の柄に取り付けた電動機と切断装置(細いナイロン糸から成る。)とから成る装置</p> <p>部分品</p> <p>部分品の所属に関する一般的規定(16部の総説参照)によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の工具の部分品は、この項に属する。</p> <p style="text-align: center;">* * *</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) 手動操作式のスプレーガンで電動機を内蔵するもの(84.24 )      (b) 電動式芝刈機(84.33 )      (c) 85.09 項の家庭用電気機器      (d) 電気かみそり、電気バリカン及び脱毛器(85.10 )      (e) 医療用又は歯科用の電動式手工具(90.18 )</p>	

新	旧	備 考
85.09 家庭用電気機器（電動装置を自蔵するものに限る。） <u>8509.10 - 真空式掃除機（ドライアンドウェット式のものを含む。）</u> (省略)	85.09 家庭用電気機器（電動装置を自蔵するものに限る。） <u>8509.10 - 真空式掃除機</u> (省略)	

新	旧	備 考
<p>85.14 <u>工業用又は理化学用の電気炉（電磁誘導又は誘電損失により機能するものを含む。）及び工業用又は理化学用のその他の機器（電磁誘導又は誘電損失により物質を加熱処理するものに限る。）</u>            (省略)  <u>8514.20 - 電磁誘導又は誘電損失により機能する炉</u>            (省略)  <u>8514.40 - その他の機器（電磁誘導又は誘電損失により物質を加熱処理するものに限る。）</u>            (省略)</p> <p>この項には、多くの工業用又は理化学用の電熱機器で、電気的に加熱されるもの（例えば、導体中における電流の発熱作用、アークによるもの）を含む。<u>この項には工業用又は理化学用の電気炉（電磁誘導又は誘電損失により機能するものを含む。）及び工業用又は理化学用のその他の機器（電磁誘導又は誘電損失により物質を加熱処理するものに限る。）</u>を含む（例えば、<u>工業用のマイクロ波炉、オープン及び機器</u>）。この項には、家庭用電熱機器を含まない（85.16）。</p> <p>( ) 工業用又は理化学用の電気炉  <u>(電磁誘導又は誘電損失により機能するものを含む。)</u>            (省略)            (省略)</p> <p>(D) <u>誘電式静電容量炉</u>：非電導性の挿入物が、交流電源に接続された2枚の金属板の間に置かれる。その結果、この全体はコンデンサーとして作用し、挿入物の<u>誘電損失</u>により挿入物中に熱が発生する。<u>このグループには、工業用のマイクロ波オーブン（オーブン内で誘電性の製品を電磁波で加熱）</u>を含む。<u>誘電損失</u>により、製品全体にわたって、マイクロ波のエネルギーが同時に熱に変換され、均一な加熱を行う。<u>乾燥、解凍及びプラスチックの成形等にこれらのオープンを使用する。</u></p> <p>(E)～(H) (省略)            (省略)</p> <p>( ) 工業用又は理化学用のその他の機器  <u>(電磁誘導又は誘電損失により物質を加熱処理するものに限る。)</u>            (次葉へ)</p>	<p>85.14 <u>工業用又は理化学用の電気炉（電磁誘導式又は誘電式のものを含む。）及び工業用又は理化学用のその他の加熱機器（電磁誘導式又は誘電式のものに限る。）</u>            (省略)  <u>8514.20 - 電磁誘導式又は誘電式の炉</u>            (省略)  <u>8514.40 - その他の加熱機器（電磁誘導式又は誘電式のものに限る。）</u>            (省略)</p> <p>この項には、多くの工業用又は理化学用の電熱機器で、電気的に加熱されるもの（例えば、導体中における電流の発熱作用、アーク又は誘導電流若しくは誘電ヒステリシスによるもの）を含む。この項には、家庭用電熱機器を含まない（85.16）。</p> <p>( ) 工業用又は理化学用の電気炉<u>(電磁誘導式又は誘電式のものを含む。)</u>            (省略)            (省略)</p> <p>(D) <u>誘導式静電容量炉</u>：非電導性の挿入物が、交流電源に接続された2枚の金属板の間に置かれる。その結果、この全体はコンデンサーとして作用し、挿入物の<u>誘電ヒステリシス</u>により挿入物中に熱が発生する。</p> <p>(E)～(H) (省略)            (省略)</p> <p>( ) <u>その他の電磁誘導式又は誘電式の過熱機器</u>  <u>(工業用又は理化学用のものに限る。)</u>            (次葉へ)</p>	

新	旧	備 考
<p>(前葉より)            この項には、電磁誘導又は誘電式の加熱機器（例えば、マイクロ波機器）も含む。この場合は、その形状が炉であるかないかを問わない。この機器（主として小さい物品の熱処理に使用する。）は、基本的には適当な板又はコイル（しばしば処理しようとする特定の物品に応じて特に設計してある。）を取り付けた高周波振動を発生させる電気式機器から成る。</p> <p>（省 略）</p>	<p>(前葉より)            この項には、電磁誘導又は誘電式の加熱機器も含む。この場合は、その形状が炉であるかないかを問わない。この機器（主として小さい物品の熱処理に使用する。）は、基本的には適当な板又はコイル（しばしば処理しようとする特定の物品に応じて特に設計してある。）を取り付けた高周波振動を発生させる電気式機器から成る。</p> <p>（省 略）</p>	

新	旧	備 考
<p>85.15 はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器（電気式（電気加熱ガス式を含む。）、レーザーその他の光子ビーム式、超音波式、電子ビーム式、磁気パルス式又はプラズマアーク式のものに限るものとし、切断に使用することができるかできないかを問わない。）及び金属又はサーメットの熱吹付け用電気機器            （省 略）            （ ） はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器            （省 略）            (A)～(G)            (H) 熱可塑性材料の溶接用機器            (1) (省 略)            (2) (省 略)  <u>(3) 高周波溶接</u>  <u>適度に誘電損失の大きい熱可塑性材料（例えば、アクリルポリマー、ポリエチレン、ポリ（塩化ビニル）及びポリアミド（例えば、ナイロン））の表面は、高周波交番電界において加熱され、加圧下で接合される。添加剤を加える場合もある。</u>            (IJ) (省 略)            (省 略)</p>	<p>85.15 はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器（電気式（電気加熱ガス式を含む。）、レーザーその他の光子ビーム式、超音波式、電子ビーム式、磁気パルス式又はプラズマアーク式のものに限るものとし、切断に使用することができるかできないかを問わない。）及び金属又はサーメットの熱吹付け用電気機器            （省 略）            （ ） はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器            （省 略）            (A)～(G)            (H) 熱可塑性材料の溶接用機器            (1) (省 略)            (2) (省 略)  <u>(3) 高周波溶接</u>  <u>適度に誘電損失の大きい熱可塑性材料（例えば、アクリル、ポリエチレン、ビニール又はナイロン）は、その接合される表面が高周波交番電界において加熱され、加圧下で接合される（添加剤を加えるか加えないかを問わない）。</u>            (IJ) (省 略)            (省 略)</p>	

新	旧	備 考
<p>85.16 電気式の瞬間湯沸器、貯蔵式湯沸器、浸せき式液体加熱器、暖房機器及び土壤加熱器、電熱式の調髪用機器（例えば、ヘアドライヤー、ヘアカーラー及びカール用にて）及び手用ドライヤー、電気アイロンその他の家庭において使用する種類の電熱機器並びに電熱用抵抗体（第84.45 項のものを除く。）            （省 略）            (A)~(D) (省 略)            (E) その他の家庭用電熱機器            （省 略）            このグループには、次の物品を含まない。            (a)~(c) (省 略)  <u>(d) 工業用のマイクロ波炉、オーブン及び機器（例えば、レストランで使用するよう設計されたタイプのマイクロ波オーブン）(85.14)</u>  <u>(e), (f)</u> (省 略)            (F) (省 略)</p>	<p>85.16 電気式の瞬間湯沸器、貯蔵式湯沸器、浸せき式液体加熱器、暖房機器及び土壤加熱器、電熱式の調髪用機器（例えば、ヘアドライヤー、ヘアカーラー及びカール用にて）及び手用ドライヤー、電気アイロンその他の家庭において使用する種類の電熱機器並びに電熱用抵抗体（第84.45 項のものを除く。）            （省 略）            (A)~(D) (省 略)            (E) その他の家庭用電熱機器            （省 略）            このグループには、次の物品を含まない。            (a)~(c) (省 略)            (d) (省 略)            (F) (省 略)</p>	

新	旧	備 考
<p>85.18 <u>マイクロホン及びそのスタンド、拡声器（エンクロージャーに取り付けてあるかないかを問わない。）、ヘッドホン及びイヤホン（マイクロホンを取り付けてあるかないかを問わない。）、マイクロホンと拡声器を組み合わせたもの、可聴周波増幅器並びに電気式音響増幅装置</u></p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p><u>8518.30 - ヘッドホン及びイヤホン（マイクロホンを取り付けてあるかないかを問わない。）並びにマイクロホンと拡声器を組み合わせたもの</u></p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>(A), (B) (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(C) <u>ヘッドホン及びイヤホン</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（マイクロホンを取り付けてあるかないかを問わない。）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>並びにマイクロホンと拡声器を組み合わせたもの</u></p> <p>ヘッドホン及びイヤホンは比較的弱い音声信号を発生させるために使用する電気音響受信器である。前述の拡声器と同様に、これらは電気的効果を音響効果に変換するものでその原理は両者とも同じであるが、唯一の違いは、両者の有するエネルギーにある。</p> <p>この項には、電話用又は電信用の<u>ヘッドホン及びイヤホン（マイクロホンを取り付けてあるかないかを問わない。）</u>並びに特殊などのど当てマイクロホンと永久固定式のイヤホンとから成るヘッドセット（例えば、航空用のもの）並びに通常、電話交換手により使用される電話用のマイクロフォンとスピーカーを組み合わせた有線電話機を含む。</p> <p><u>この項には、また、マイクロホンと拡声器を組み合わせたもの（結合したものもある。）を含む。個人で聞くものには、ヘッドホン又はイヤホンを含む組み合わせもある。これらの組み合わせは、増幅器を含む中央制御装置に、プラグでつないだり、接続するように設計されている。これらの組み合わせの各ユニットは、会議の参加者により使用されることもある。</u></p> <p>(D), (E) (省 略)</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>	<p>85.18 <u>マイクロホン及びそのスタンド、拡声器（エンクロージャーに取り付けてあるかないかを問わない。）、マイクロホンとスピーカーとを組み合わせたもの、ヘッドホン、イヤホン、可聴周波増幅器並びに電気式音響増幅装置</u></p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p><u>8518.30 - マイクロホンとスピーカーとを組み合わせたもの、ヘッドホン及びイヤホン</u></p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>(A), (B) (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(C) <u>マイクロホンとスピーカーとを組み合わせたもの、</u></p> <p style="text-align: center;"><u>ヘッドホン及びイヤホン</u></p> <p>ヘッドホン及びイヤホンは比較的弱い音声信号を発生させるために使用する電気音響受信器である。前述の拡声器と同様に、これらは電気的効果を音響効果に変換するものでその原理は両者とも同じであるが、唯一の違いは、両者の有するエネルギーにある。</p> <p>この項には、電話用又は電信用の<u>マイクロホンとスピーカーとを組み合わせたもの、</u><u>ヘッドホン及びイヤホン</u>並びに特殊などのど当てマイクロホンと永久固定式のイヤホンとから成るヘッドセット（例えば、航空用のもの）並びに通常、電話交換手により使用される電話用のマイクロフォンとスピーカーを組み合わせた有線電話機を含む。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p>(D), (E) (省 略)</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>	

新	旧	備 考
<p>85.23 録音その他これに類する記録用の媒体（記録してないものに限るものとし、第37類の物品を除く。）            (省略)            この項には、次の物品を含む。            (1)、(2) (省略)            (3) 特殊なワックスを薄く塗布したプラスチック（通常はポリ（酢酸ビニル）又はポリ（塩化ビニル））製の袋又はフィルムで、音声の機械式記録用のもの            (4)、(5) (省略)  <u>録音用その他これに類する記録用の媒体で記録してないものは、当該媒体を使用する機器と別々かともに提示されるもの、又は84.69 項から84.72 項までの機械の構成部分品（例えば、ディスクパック）と組み合わされるものはこの項に属する（この類の総説の(B)参照）。</u>            (省略)</p>	<p>85.23 録音その他これに類する記録用の媒体（記録してないものに限るものとし、第37類の物品を除く。）            (省略)            この項には、次の物品を含む。            (1)、(2) (省略)            (3) 特殊なワックスを薄く塗布したプラスチック（通常はポリ酢酸ビニル又はポリ塩化ビニル）製の袋又はフィルムで、音声の機械式記録用のもの            (4)、(5) (省略)  <u>録音用その他これに類する記録用の媒体で記録してないものは、当該物品を使用する機器とともに提示するかしないか及び84.69 項から84.72 項までの機械の構成部分品（例えば、ディスクパック）と組み合わせるか組み合せないかを問わず、すべてこの項に属する。</u>            (省略)</p>	

新	旧	備 考
<p>85.25 無線電話用、無線電信用、ラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器（受信機器、録音装置又は音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。）、テレビジョンカメラ、<u>スチルビデオカメラ、その他のビデオカメラレコーダー及びディジタルカメラ</u></p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p><u>8525.40 - スチルビデオカメラ、その他のビデオカメラレコーダー及びディジタルカメラ</u></p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p style="margin-left: 40px;">(D) <u>スチルビデオカメラ、その他のビデオカメラレコーダー及びディジタルカメラ</u></p> <p style="margin-left: 40px;"><u>このグループにはスチルビデオカメラ、その他のビデオカメラレコーダー及びディジタルカメラを含む。</u></p> <p>(1) <u>スチルビデオカメラは、アナログ方式又はデジタル方式で、小型の磁気ディスク上に映像を記録する。「送信器」によってテレビ画面上に記録映像を直接表示する。</u></p> <p style="margin-left: 40px;"><u>アナログ / デジタル変換器 (ADC) により、記録されたアナログ信号はデジタル信号に変換され、自動データ処理機械により処理される。</u></p> <p style="margin-left: 40px;"><u>スチルビデオカメラでは、光電装置、例えば、CMOS（相補型金属酸化物半導体）又はCCD（電荷結合素子）が映像を撮影するのに使用される。</u></p> <p>(2) <u>その他のビデオカメラレコーダーは、通例カムコーダと呼ばれ、ビデオカメラ及びビデオ録画装置又は再生装置から成る。これらの装置はカメラで撮影した連続映像を音声とともに記録するが、その方法は映写カメラに似ている。カムコーダには、外部のテレビチューナーを用いて、テレビ番組を録画するものもある。そのように録画された映像は、外部のテレビ受像機又はビデオモニターによって再生することもできる。カムコーダにはアナログ方式の録画システムを用いるものもあれば、デジタル方式で録画するものもある。</u></p> <p style="margin-left: 40px;"><u>デジタルカムコーダはしばしばデジタルビデオカメラと呼ばれる。それは個々の映像を録画することができ、その方法はスチルビデオカメラに似ている（すなわち、別々に撮影される。）。しかしながら、これは主要な機能ではなく、映写カメラのように一連の連続映像（一般に毎秒15回以上の完全映像）を録画することが主要機能である。</u></p> <p style="text-align: center;">（次葉へ）</p>	<p>85.25 無線電話用、無線電信用、ラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器（受信機器、録音装置又は音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。）、テレビジョンカメラ<u>及びスチルビデオカメラその他のビデオカメラレコーダー</u></p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p><u>8525.40 - スチルビデオカメラその他のビデオカメラレコーダー</u></p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p style="margin-left: 40px;">(D) <u>静止画像用のビデオカメラ及び他のビデオカメラレコーダー</u></p> <p style="margin-left: 40px;"><u>このグループには静止画像用のビデオカメラ及び他のビデオカメラレコーダーでビデオカメラ及びビデオレコーダー又は再生装置を組み合わせたものを含む。これらの装置はビデオカメラ写真材により撮影された映像を録画する。また、特殊なビデオカメラレコーダーはテレビの受像機（外部のビデオチューナーを用いる）から番組を録画することができる。上記のようにして録画された画像は外部のテレビジョン受像機を用いて再生することができる。このグループには、また、水中カメラも含む。</u></p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>	

(前葉より)

(3) デジタルカメラはデジタル方式で映像を記録する。これらのカメラには一般に光学式ファインダー又は液晶ディスプレイ（LCD）又は両方がついている。写真を撮影するときファインダーとして、又は記録又はダウンロードされた写真を見る際の画面として、液晶ディスプレイを用いることがある。

撮影した映像は自動データ処理機械に移されることがあり、データファイルの形式で処理、保存又は伝送する。デザインの特徴により、デジタルカメラが自動データ処理機械に直接接続されていることがあり、データファイルの形式で処理、保存又は伝送のため撮影した映像を移すためである。一定の装置に直接接続されて、写真に相当する映像を紙に印刷したり、ビデオレコーダー又はテレビモニターに直接接続されて、撮影した映像を移したり、表示することもある。

デジタルカメラには録音帯の有無に関わらず、連続映像を記録できるものもあり、その方法はビデオカメラレコーダーに似ている。しかしながら、この録画機能は限られたもので、主要機能ではない。

(省略)

新	旧	備 考
<p>85.42 集積回路及び超小型組立 (削除)</p> <p><u>8542.10 - 集積回路を自蔵するカード(スマートカード)</u> - モノリシック集積回路</p> <p><u>8542.21 - ディジタル式のもの</u></p> <p><u>8542.29 - その他のもの</u></p> <p><u>8542.60 - ハイブリッド集積回路</u></p> <p><u>8542.70 - 超小型組立</u> (省略)</p>	<p>85.42 集積回路及び超小型組立 - モノリシックデジタル集積回路</p> <p><u>8542.12 - 集積回路を自蔵するカード(スマートカード)</u></p> <p><u>8542.13 - モス型のもの</u></p> <p><u>8542.14 - バイポーラ型のもの</u></p> <p><u>8542.19 - その他のもの(バイポーラ及びモスの技術を組み合わせて製造したものを含む。)</u></p> <p><u>8542.30 - その他のモノリシック集積回路</u></p> <p><u>8542.40 - ハイブリッド集積回路</u></p> <p><u>8542.50 - 超小型組立</u> (新設)</p> <p>(省略)</p>	